

平成17年3月18日

大阪通関業会専務理事 殿

大阪税関業務部  
管理課長 川野 裕之

関税法基本通達等の一部改正等について

平素は税関行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)の発効及び「関税暫定措置法の一部を改正する法律」(平成16年法律第142号)の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部が別添のとおり改正され、平成17年4月1日から実施することとなりましたので、貴会会員の皆様に周知方宜しくお願い致します。

(添付書類)

関税法基本通達等の一部改正等について(平成17年3月16日財関第346号)  
同新旧対照表